

函 財 税

令和6年(2024年)6月26日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

個人番号を含む個人情報の紛失について

(財務部税務室)

個人番号を含む個人情報の紛失について

令和6年度の個人市道民税算定業務において必要となる、市内事業者（給与支払者）から提出があった給与支払報告書（以下「給報」という。）を紛失したことが判明した。
なお、当該給報紛失による被害および第三者からの通報は確認されていない。

1 経過

令和6年6月14日(金)に市内事業者から、令和6年度分の個人市道民税額の通知書（特別徴収税額通知書）が届いていないと税務室市民税担当課に連絡があった。

通常、当課に給報の提出があった際は、同日中に受付名簿へ入力し、記載内容を複数人で確認したうえで税額の算定業務を行っているが、調査した結果、受付名簿への記載がなく、かつ、当該事業者に係る令和6年度分の税額の算定がなされていないことが判明したことから、当該事業者に対し確認したところ、令和6年2月2日(金)に特定記録郵便により給報を提出しているとの説明があった。

このため、郵便局へ確認するとともに、改めて、執務室内および保管場所を捜索したが、発見には至らず、本市に郵送された給報を紛失したことが判明した。

2 紛失した書類および対象者

給報4件、5名分（納税者4名、配偶者1名）

（記載事項）本人氏名、住所、生年月日、個人番号、支払金額、
給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、
各所得控除額、生命保険料の金額、控除対象配偶者氏名、
控除対象配偶者個人番号、配偶者の合計所得、給与支払者法人番号、
給与支払者、給与支払者所在地

3 市の対応

6月21日(金)に当該事業者を訪問し、この度の経過を説明するとともにお詫びした。

なお、納税者4名のうち、2名については、6月14日(金)に当該事業者から提出された源泉徴収票の写しに基づき税額を算定し、6月17日(月)に特別徴収税額通知書を届けたほか、残りの2名については、それぞれが確定申告を行っていたことから、その申告内容を基に個人市道民税を適正に算定していたことを確認した。

4 再発防止策

個人情報が含まれる書類を扱う場合、その收受について十分に確認すること、また、個人情報は紛失した場合における2次被害の恐れがあることから、特に慎重に取り扱う必要があることなど、改めて、職員に対して注意喚起に係る通知を行うとともに、指導を徹底し、再発防止に努めることとする。